

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3/28追加分)

(平成26年3月28日現在)

番号	問	回答
<b>&lt;補助対象について&gt;</b>		
37 (関連11)	他者より施設を賃借して診療所または病院及び助産所の運営を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	スプリンクラー等の所有が診療所、病院、助産所になる場合には可能となる。ただし、補助を受けて得た財産を処分を行う際には返還等の手続きが必要になる(Q11を参照)ので、建物の所有者とは十分に話し合いを行うことが必要である。 ※別添 3月28日発出事務連絡を参照
38	病院・診療所・助産所の新規開設を予定している場合に、本補助金の申請においては事業計画書の提出時点までに開設許可を受けていれば申請は可能か。 (スプリンクラー等の着工は別途内示後に行う場合)	貴見の通り。 病院・診療所及び助産所の開設許可を受けていない段階において事業計画書の申請を受けることはできない。
39 (関連11)	本補助金の交付を受けスプリンクラー等の設置が完了した後に実施対象者としての要件を外れた場合(有床診→無床診等)には、別途承認申請等は必要となるのか。	補助金の交付を受けた後に、要件から外れる場合についてはQ11にもあるとおり財産処分の手続きが必要となる。(補助金の返還が生じる可能性があるため、ご留意いただきたい)
40	手術室や、人工透析室などについては、スプリンクラー設置を免除することが可能であるが、代わりに、補助散水栓を整備することが求められることとなる。補助散水栓を設置する場合には、当該、手術室などの面積をスプリンクラー整備面積としてカウントしてよろしいか。(補助対象となるか)	スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、カウント可である。
41	渡り廊下で病院と通所リハ施設とつながっていて、一体の建物(消防法上)とみなす場合、通所リハにスプリンクラーを付ける場合も補助の対象となるのか。	当該事業は医療法で規定されている病院、有床診療所、入所施設のある助産所を対象にしている事業である。 照会の部分が、病院、診療所として届出をだしている場合であれば、補助金の対象となる。 ただし、照会の部分が、病院、診療所ではなく、介護保険施設や家屋などとして届出をしている場合には補助対象外となる。
<b>&lt;補助申請上の留意点&gt;</b>		
42	見積書の提出が提出期限までに困難である場合については概算の見積でも代替は可能であるか。	見積書での提出が原則ではあるが、時間を要し提出期限に間に合わない場合については、概算の見積り(事業費の算出根拠となる書類)を提出し、後日詳細な見積書を提出頂きたい。